

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）（附則第四十六条関係）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 郵政事業庁長官は、この法律の定めるところにより、国債等に係る次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）（第二条第四項の口座管理機関として行う振替業）（以下単に「振替業」という。）に係る取扱い</p> <p>四・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（振替業に係る取扱い）</p> <p>第九条の二 郵政事業庁長官は、社債等振替法第四十四条第一項の規定に基づき、他の者のために、その申出により国債等の振替を行うための口座（以下「国債等振替口座」という。）を開設する。</p> <p>2 郵政事業庁は、この法律に定めるもののほか、社債等振替法の定めるところにより、振替業に係る取扱いを行う。</p> <p>3 第五条第二項及び第三項並びに第六条から第八条までの規定は、振替業に係る取扱いについて準用する。この場合において、第五条第二項中「前項」とあるのは、「第九条の二第二項」と、「証券の保</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 郵政事業庁長官は、この法律の定めるところにより、国債等に係る次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

「保護預り」とあるのは、「国債等振替口座の開設」と、「当該保護預りを請求した」とあるのは、「同項の申出をした」と、「同項及び同条第三項、第六条、第七条第一項及び第三項並びに第八条中「証券の寄託者」とあるのは「加入者」と、第五条第二項中「保護預り証書（保護預り通帳）」とあるのは「加入証書（加入通帳）」と、同条第三項及び第七条第二項中「保護預り証書」とあるのは「加入証書」と、第六条中「前条第一項の規定により国債等の証券の保護預り」とあり、及び第七条第一項中「保護預り」とあるのは「振替業に係る取扱い」と読み替えるものとする。

(元利金の支払事務)

第十条 郵政事業庁は、郵便局扱いの国債等及び国債等振替口座に係る国債等について、元利金の支払に関する事務を取り扱う。天災その他特に必要があると認められるときは、郵便局扱いの国債等及び国債等振替口座に係る国債等以外の国債等についても、同様とする。

2 (略)

(買取り)

第十一条 郵政事業庁長官は、郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得た者若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者から請求があつたときは、当該取得に係る国債等又は当該加入者の国債等振替口座に係る国債等を買取り取る。

(元利金の支払事務)

第十条 郵政事業庁は、郵便局扱いの国債等について、元利金の支払に関する事務を取り扱う。天災その他特に必要があると認められるときは、郵便局扱いの国債等以外の国債等についても、同様とする。

2 (略)

(買取り)

第十一条 郵政事業庁長官は、郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得た者又はその相続人その他の一般承継人から請求があつたときは、当該取得に係る国債等を買取り取る。

2 4 (略)

5 第五条第五項の規定は、保護預り証券又は国債等振替口座に係る国債等に係る第一項の規定による買取りの請求について準用する。この場合において、同条第五項中「返還」とあるのは、「買取り」と読み替えるものとする。

(担保貸付け)

第十二条 郵政事業庁長官は、総務省令の定めるところにより、郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得した者（法人その他の団体を除く。）若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者に対し、当該取得に係る国債等又は当該加入者の国債等振替口座に係る国債等を担保として貸付けを行う。

(貸付金の金額の制限)

第十三条 (略)

2 3 (略)

4 第二項の規定により通知を発した日から一箇月以内に当該貸付けを受けた者が前項の規定による返還をしないときは、郵政事業庁は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることとなつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた国債等の全部若しくは一部を買い取り、又は元金の支払に関する事務を行う。この場合において、その代金又は元金は当該債務の弁済に充当し、剰余金は当

2 4 (略)

5 第五条第五項の規定は、保護預り証券に係る第一項の規定による買取りの請求について準用する。この場合において、第五条第五項中「返還」とあるのは、「買取り」と読み替えるものとする。

(担保貸付け)

第十二条 郵政事業庁長官は、郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得した者（法人その他の団体を除く。）又はその相続人その他の一般承継人から請求があつたときは、当該取得に係る国債等を担保として貸付けを行う。

(貸付金の金額の制限)

第十三条 (略)

2 3 (略)

4 第二項の規定により通知を発した日から一箇月以内に当該貸付けを受けた者が前項の規定による返還をしないときは、郵政事業庁は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることとなつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた国債等の全部又は一部を買い取る。この場合において、その代金は当該債務の弁済に充当し、剰余金は当該貸付けを受けていた者に交付する。

該貸付けを受けていた者に交付する。

5 (略)

(法定弁済)

第十五条 (略)

2| 第十二条の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた国債等の元金の払渡しの請求があつたときは、郵政事業庁は、当該払い渡すべき元金に相当する金額からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額を払い渡す。この場合において、当該貸付金及びその利子に係る債務は、その時に弁済されたものとみなす。

3| 第十二条の規定による貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時までに貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、郵政事業庁は、当該貸付けの担保とされた国債等の全部若しくは一部を買い取り、又は元金の支払に関する事務を行い、その代金又は元金を当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当し、当該貸付けを受けていた者に剰余金を交付する。

4| (略)

(非常取扱い)

第十七条 郵政事業庁長官は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた者の緊急な需要を満たすため必要があるときは、総務省令の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、

5 (略)

(法定弁済)

第十五条 (略)

(新設)

2| 第十二条の規定による貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時までに貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、郵政事業庁は、当該貸付けの担保とされた国債等の全部又は一部を買い取り、その代金を当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当し、当該貸付けを受けていた者に剰余金を交付する。

3| (略)

(非常取扱い)

第十七条 郵政事業庁長官は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた者の緊急な需要を満たすため必要があるときは、総務省令の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、

期間を定めて、第三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務に關し  
便宜の取扱いをすることができる。

(総務省令への委任)

第十九条 この法律に規定するもののほか、国債等に係る募集の取扱  
い、証券の保護預り、振替業に係る取扱い、元利金の支払に関する  
事務、買取り、担保貸付けその他国債等に係る郵政事業庁長官の業  
務に關して必要な事項は、総務省令で定める。

期間を定めて、第三条第一項第四号及び第五号に掲げる業務に關し  
便宜の取扱いをすることができる。

(総務省令への委任)

第十九条 この法律に規定するもののほか、国債等に係る募集の取扱  
い、証券の保護預り、元利金の支払に関する事務、買取り、担保貸  
付けその他国債等に係る郵政事業庁長官の業務に關して必要な事項  
は、総務省令で定める。